

一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～令和9年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率50%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率100%以上

<対策>

- 令和7年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和7年 4月～ 職員全体に（男性を含む）育児休業制度の取得促進を周知する。

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の年平均を月0.5時間未満とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 生産性向上のための委員会を開催し、随時業務内容を再検討
- 令和7年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：有期雇用労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間11.1日以上とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和7年 4月～ 職員毎に年間の年次有給休暇の取得予定を作成するよう呼掛け